

3 笠監第 12 号
令和 3 年 8 月 31 日

笠置町長 中 淳 志 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 坂本 英人

令和 2 年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 2 年度笠置町
一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、次のとおり意見書を提出する。

意見書

1. 審査対象

- (1) 令和2年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 令和2年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 令和2年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 令和2年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) その他関係帳簿及び台帳

2. 決算審査日

令和3年8月5日（木）、6日（金）、12日（木）

3. 出席者

町長、参与、関係所属長並びにその課員、総務財政課担当課長兼会計管理者

審査の総括意見

令和 2 年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、概ね適正なものであったと認めた。

本町決算審査においては、定期監査と同様、履行した業務の審査のみならず、その事業の有効性や効率性などを監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信している。

本年度は新型コロナウイルス感染症によって様々な事業を中止・縮小する一方で、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として本町にも交付金が配分され、本交付金の趣旨に則った事業の展開をされている。

従前より定期監査において意見しているところであるが、補助金事業については、国や京都府からお金が交付されるからといって単にその事業を完了することに終始するのではなく、今までの施策や町の将来像を見据えた中で、どのような事業が効果的・効率的であるのか、そして、点と点の事業完了ではなく、線となり面となるような事業展開をされたいと意見を付し続けている。

例えば本年度の一般会計の企画費では、みやげ品サンプル作成委託として支出しているが、作成されたものが町内業者による生産品でないために、ふるさと納税の返礼品には成り得ないものとなっている。本町としての土産物が多くないことからその事業を計画・実施したことは分かるが、現在町として推し進めようとしているふるさと納税をも視野に入れることで、限られた予算の中で一層の効果・成果を上げることが出来たのではないだろうか。

また、本年度も町有財産の改修・修繕等を実施しているが、例えば町営住宅の改修を行うのであれば、本町では建設産業課が所管課となり、改修計画から実施までを同課が担うものであるが、この改修を誰のために、何を目的として実施するのか、ひいては町営住宅の在り方と町の将来像を重ね合わせた時に、この住宅を移住・定住施策の一環とするのであれば商工観光課、福祉住宅としての位置づけを付加するのであれば保健福祉課など、他課の連携を図った上で計画・実施してみてもはどうだろうか。

今迄行ってきた業務の踏襲に拘ることなく、今一度町の未来像をしっかりと位置づけ、そして庁内の共通認識として捕らえ、そのために何をすべきか、目的・目標に向かう手段は何かなど、課単位ではなく、庁内全体で考え、1つの事業を2にも3にも活かせるような事業選定を行うことが現在の行政に求められる姿の1つなのではないだろうか。

そして、本年度の決算審査においては、通年重視している補助金の考え方や在り方、住宅使用料や水道使用料といった私債権の問題に加え、職員の時間外勤務についても注視することとした。

本年度の一般会計における時間外勤務手当の決算額は1,000万円を超えており、過去数年の決算額を振り返って見ても、おおよそ同額程度となっている。時間外勤務は、業務の繁盛期や突発的な業務の発生などにより、期限内の履行や業務の緊急性を求められることなどから、やむを得ず職員が職務に当たらなければならないものとして所属長が課員に勤務を命令するものである。時間外勤務の勤務内容や勤務時間実績などについては、各課が保管する時間外勤務命令簿に記録されており、この命令簿を確認すると、決算数値が示していることはもとより、所属長らからの意見を伺うに、常態化しているものも存在する。

空き家問題や地域の過疎化・高齢化など、全国的に住民が地方公共団体に求めるニーズは年々増加を辿っているように思うが、一方で働き方改革関連法案が提出されたことにより、平成31年に人事院規則が改定され、職員の健康問題などの観点から、時間外勤務については原則月に45時間、年間では360時間を上限と定められてはいるものの、この命令簿から実

際にはこの時間数を超える職員も存在している。

このような状況から、常態化している時間外勤務については、マンパワーが不足していることとして行政が評価するのであれば、各業務に対する職員配置の見直しや、組織の見直しなどを図り、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化を図られてはどうかと考える。職員の勤務環境が悪いのであれば、職員の健康、ワークライフバランス等に影響し、仕事の効率性の低下にも関係するのではないだろうか。また、時間外勤務手当も行政コストであるという認識を持ち、行政コストの軽減を図るという側面からも改善の必要があると思われる。

自治体に求められるニーズの増加への対応と、職員の働き方改革という相反する一面を持つ問題の適正化については、限られた予算・人員の下では双方満足させることは容易ではなく、非常に高度なバランスを保つことになると思われるが、これからの笠置町を支える体制づくりとして、是非とも実現に向け尽力されたい。

さて、決算審査はこれまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含め、本監査においても監査期間中に様々な意見をその都度付したわけである。地方公共団体は、事務処理をするにあたっては、住民の福祉の増進と最小の経費で最大の効果を上げ、常に組織及び運営の合理化と規模の適正化を図らなければならない。我々監査委員はそのような想いと職責から監査意見を付しているからこそ、今一度、過去の定期監査報告書にも目を通していただきたい。そしてそれが他課に対するものであるから他人事として読み流すのではなく、監査意見を自身の業務に照らし合わせ日常業務に活かしていただきたい。そして職員 1 人 1 人の笠置町への思いを、組織としての知見や知識を集結し、ぜひとも次年度の予算に反映させていただくよう望み、総括意見とする。

審査の結果

(1) 決算規模

令和2年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	一般会計	特別会計	合 計
予算現額	2,208,284,000	639,215,000	2,847,499,000
決算額	歳入額	714,089,095	2,548,656,151
	歳出額	608,822,866	2,376,874,454
	差引額	105,266,229	171,781,697

(2) 決算収支

令和2年度決算額は、一般会計においては、歳入総額18億3,456万7,056円、歳出総額17億6,805万1,588円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は6,651万5,468円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業執行に必要な財源5,571万9,000円を除いた実質収支額は1,079万6,468円となり、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を引いて求められる単年度収支額は724万9,828円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額7億1,408万9,095円、歳出総額6億882万2,866円で、歳入歳出差引額は1億526万6,229円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計あわせ予算現額28億4,749万9,000円に対し、決算額25億4,865万6,151円で、収入率は89.5%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計あわせ予算現額28億4,749万9,000円に対し、決算額23億7,687万4,454円で、執行率は83.5%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次のとおりである。

会計別執行状況

(単位：円)

区分	予算現額	歳入決算額		歳出決算額	
		金額	収入率	金額	執行率
一般会計	2,208,284,000	1,834,567,056	83.1%	1,768,051,588	80.1%
国保会計	203,265,000	275,947,917	135.8%	197,471,289	97.1%
簡水会計	59,946,000	61,159,694	102.0%	55,207,018	92.1%
介護会計	303,727,000	305,261,242	100.5%	284,868,228	93.8%
後期高齢会計	72,277,000	71,720,242	99.2%	71,276,331	98.6%
合計	2,847,499,000	2,548,656,151	89.5%	2,376,874,454	83.5%

(4) 財政状況等

【一般会計】

令和2年度の一般会計における歳入での主な内容は、地方交付税が8億576万6,000円(歳入全体に対する割合43.9%)、次に国庫支出金が3億4,655万255円(18.9%)、町債が2億6,369万1,000円(14.4%)、町税が1億4,963万3,798円(8.2%)となっており、例年同様、本年度の決算でも地方交付税が歳入面での大部分を占めている。

本年度においては新型コロナウイルス感染症関連である特別定額給付金給付事業費補助金として1億2,670万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億470万3,000円などが交付されたことにより、国庫支出金の決算額が前年度より2億4,279万5,327円の増となっている。このことが大きな要因となり、前年度の一般会計歳入決算額が15億502万6,319円であったのに対し、本年度同決算額が18億3,456万7,056円、3億2,954万737円の増となっている。一方で町税については1,131万6,178円の収入減となっており、これは新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している者に対する税の減免によるものが大きな要因であるとのことであった。

歳出面での主な内容は、総務費が6億7,420万4,143円(38.1%)、民生費が3億3,484万2,787円(18.9%)、土木費が1億5,659万4,651円(8.9%)、公債費が1億2,189万1,534円(6.9%)となっている。

本年度では総務費の支出が増えており、国庫支出金が増額となった要因である特別定額給付金1億2,670万円や、高度情報改修負担金1億2,841万6,000円などにより、前年度が4億2,812万711円であったのに対し、2億4,608万3,432円増の6億7,420万4,143円の決算額としている。

また、衛生費が増加しており、前年度が1億5,659万4,942円であったのに対し、本年度では1,760万3,415円増の1億7,419万8,357円となっている。これも新型コロナウイルス等感染予防対策給付金の624万円、廃棄物処理計画策定業務委託の302万5,000円などが影響している。

一般会計における決算審査意見としては、先ず、予算額と調定額の差について触れておきたい。

決算書の歳入事項には予算額と調定額、そして収入済額などが費目ごとに記載されているが、予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが散見される。町税や住宅使用料などがそのような状態となっており、執行部側としては今迄の徴収実績に基づき、歳入欠陥を起こさぬよう予算計上しているものとして伺っているが、これらの費目は補正予算対応をされておらず、予算額と調定額にあまりの乖離がある状態については、住民サービスに資する財源見積りの正確性が問われるものではないだろうか。正確な予算計上となるよう尽力されているとは思いますが、一層適正な収入を見込んだ上での予算編成となるよう望みたい。

そして毎年度の決算審査で状況を伺っている私債権の問題についても本監査で扱ったものであるが、本監査で提示された近隣自治体の私債権に対する処置現状を見るに、どの自治体もその取扱いに困窮されている。その債権整理については条例の制定などによる整理が必要であると思われるが、前述の正確な歳入見込みに繋がることから、引き続き問題解決に向け検討されたい。

次に、工事請負などの契約業務についてである。

本監査では工事請負費などから支出されている業務の入札状況から、請負業者が複数の事業を同時落札し、実際に事業履行可能な入札であったのかどうかなどについて審査を行ったものであるが、一方でその入札事業のほとんどが入札・業務契約をした後に変更契約を締結し、事業費を増額していることが分かった。工事を実施するに当たっては、計画されていた工事内容が現地の状況と異なり、どうしても変更が必要なものが出てくることは想像できるが、当初計画段階において対応できるものもあったように思われる。設計の段階で精査することは勿論のこと、総括意見でも述べているように、事業実施の際には所管課だけの考えだけに終わるのではなく、多面的な展開を模索し、価値を高める支出に繋がられるよう望みたい。

最後に予備費の支出についてである。

本年度の予備費は時間外手当の支出に充てられている。予備費は歳出予算における想定外の支出に伴って生じる予算不足を補う予算費目で、当然ながら突発的に、緊急的に必要となる歳出予算の増額などに充てられるためのものであろう。予備費を時間外手当に充当すること自体は財務処理上問題ないことであるが、突発的に、緊急的に時間外勤務をせざるを得ない状況と判断し、職員を勤務させ、手当に予備費を充てなければならなかったのかどうか問題である。常態化している時間外勤務に充てたものであるならば、それは歳出見込が適正に見積もられていないことであるし、また、そのような時間外勤務が常態化している体制下に問題があるとするならば、組織の改革なりを模索する必要がある、そこについては、組織や業務体系などを議論する材料となりうるのではないだろうか。

【国民健康保険特別会計】

令和 2 年度における国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額 2 億 7,594 万 7,917 円、歳出総額 1 億 9,747 万 1,289 円で、歳入歳出差引額 7,847 万 6,628 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税 2,529 万 3,422 円 (9.2%)、府支出

金 1 億 7,091 万 3,000 円 (61.9%)、繰越金 6,764 万 9,965 円 (24.5%) となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 1 億 5,037 万 8,193 円 (76.2%)、国民健康保険事業費納付金が 4,435 万 3,008 円 (22.5%) となっている。

本年度の国民健康保険税の収納率は 87.7% となり、前年度収納率 87.4% より微増となった。ところで同税の算定基礎の 1 つとなる所得割については、前年の所得に応じて計算されることとなっており、本年度の所得割については令和元年の所得が基準となる。新型コロナウイルス感染症対策などが影響し、国民健康保険の被保険者についても令和 2 年の所得が減少していることも想像されるが、それでも前年度の収納率より微増となっていることについては、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡・調整が十分に図られているものと思われる。相互扶助制度で成り立っている保険制度を納税者に理解されることを促しながら、今後も引き続き徴収努力をされるよう期待したい。

一方で笠置町の被保険者の健診受診率が府内でも低い水準にあることを伺っている。これは健診事業を平日に設定していることが 1 つの原因であるとの分析をされているが、この受診率を高める施策として、令和 3 年度より個別健診の受診可能機関を町内の医療機関だけでなく、相楽郡内の医療機関にまで広げることとしている。健診機関も従事職員に対する働き方改革によって、土日祝日での対応は出来ないこととされており、集団健診に係る改善まではできてはいないが、ともあれ、健康診断の間口を広げることによって少しでも受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療に繋げることができるのであれば、保険給付費の抑制はもとより、元来の目的である被保険者が元気で日々を過ごせることに繋げることができるものであろうことから、こうした被保険者の立場に寄り添った施策の展開をされるよう期待する。

【簡易水道特別会計】

令和 2 年度における簡易水道特別会計決算額は、歳入総額 6,115 万 9,694 円、歳出総額 5,520 万 7,018 円で、歳入歳出差引額 595 万 2,676 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が 2,651 万 6,930 円（43.4%）、一般会計からの繰入金が 3,336 万 6,000 円（54.6%）となっている。

歳出の主な内訳は、衛生費が 2,051 万 1,011 円（37.2%）、公債費が 1,940 万 9,226 円（35.2%）となっている。

歳出面では、昨年度に水道検針時に使用される機器のシステム更新料として 346 万 5,396 円の支出などがあったが、本年度については例年並みの支出となった。

毎年度、同様の意見となるが、本会計の歳入の要となる水道使用料についても私債権に分類される債権であるため、一般会計における私債権と合わせて、滞納繰越となっている水道使用料のうち、債務者との折衝が不能となったものなどの処分については引き続き検討されたい。

一方で、決算書には数値計上されてこないものであるが、令和 3 年 3 月において本町簡易水道事業の今後 10 年を計画する経営戦略が策定されており、長期に渡って安定した経営を続けていくための指針を示したものとして、定期監査においてその計画内容の報告を受けている。人口減少等による水道使用料の低下と施設の維持修繕費用の捻出など、如何にして長期的な運営をしていくかが問われるわけであるが、水道事業は住民にとって日々の生活に欠かせない飲料水の供給事業であるわけであり、今迄も経営の健全化施策は講じられてきてはいるとは思いますが、経営戦略にある通り、他の自治体と連携した水道技術者の知識の継承や配水管の連結、業務の広域発注による経費削減など、住民から信頼される安定的かつ安心して安全な飲料水供給事業となるようこれからも尽力されたい。

【介護保険特別会計】

令和 2 年度の介護保険特別会計決算額は、歳入総額 3 億 526 万 1,242 円、歳出総額 2 億 8,486 万 8,228 円で、歳入歳出差引額 2,039 万 3,014 円

の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料 4,827 万 2,153 円(15.8%)、国庫支出金 7,666 万 7,582 円 (25.1%)、支払基金交付金 7,075 万 5,000 円 (23.2%)、府支出金 4,070 万 2,666 円 (13.3%)、繰入金 4,669 万 6,028 円 (15.3%) となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 2 億 5,514 万 9,591 円 (89.6%)、地域支援事業費は 1,759 万 8,353 円 (6.2%) となった。

本年度で支出した保険給付費は前年度より 713 万 4,971 円の増額となっている。その主な内訳は、居宅介護サービス給付費では対前年度より 446 万 8,332 円の増となる 1 億 1,628 万 8,553 円、高額介護サービス等費では対前年度より 79 万 183 円の増となる 721 万 9,676 円を支出している。通所介護を利用されていた者が重度化し、短期入所を利用され、様々なサービスを受けられたことによる増となったものである。

介護を取り巻く諸問題は、介護者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されている。当町における介護保険給付費は増え続けており、介護保険制度そのものの不安要素が全域に及んでいる昨今において、いかに安定的な介護施策を打ち出すことが出来るかが課題となってくる。そこには笠置町としての地域特性を反映した介護予防事業や健康増進事業などが不可欠となってくるが、令和 3 年 3 月に策定された第 9 次高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画に基づき、当該計画の基本理念である「みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現」に向けて取り組みを推進されたい。

【後期高齢者医療特別会計】

令和 2 年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額 7,172 万 242 円、歳出総額 7,127 万 6,331 円で、歳入歳出差引 44 万 3,911 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料 2,509 万 5,216 円(35.0%)、一般会計からの繰入金 4,552 万 9,505 円 (63.5%) となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が 7,047 万 9,270 円と全体の 98.9%を占めている。

後期高齢者医療制度の業務に関しては広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村としてはその保険料の徴収を担っているものである。本年度の保険料収納率は 99.2%となり、前年度の収納率 97.5%より改善が図られている。他の会計同様に引き続き保険料徴収には尽力されたい。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られているとは思いますが、75 歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上に繋げられたい。